

被災した児童生徒等に対する奨学金等

・当該情報は、被災によって親を亡くした子どもを含め、被災したことによる経済的な理由から、就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施する団体を一覧として整理したものです。
・奨学金等の詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
【地域指定のないもの】(震災時に災害救助法適用地域に居住していた等の要件があるものを含む)												
i) 一時給付金を給付するもの												
1	公益財団法人全国里親会	大震災こども救援基金	東日本大震災で両親を失った震災孤児等	-	【一時金(給付)】高校を卒業し、大学等に進学 10万円	可	対象者全員	全国里親会 Tel 03-3404-2024 Fax 03-3404-2034	なし (随時給付)		http://www.zensato.or.jp/	有
ii) 小学校～高等学校までの期間、継続的に支援するもの												
2	株式会社三菱UFJ銀行・公益社団法人日本ユネスコ協会連盟	「MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム	2011年3月11日時点で災害救助法適用地域(※)に居住していた両親または父母のいずれかが東日本大震災により死亡・行方不明となった、2012年4月に小学校に入学する児童。(※岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、及び千葉県。東京都は大量に帰宅困難者が発生したことが事由のため、本奨学金の対象外)	給付開始から高校3年次まで(上限は満20歳の誕生日まで)	【一時金(給付)】 ・給付開始時に一時金10万円 【給付】 ・小中高校在学期間中に毎月2万円を給付	可	対象者全員	MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金 運営委員会事務局 (日本ユネスコ協会連盟 内) Tel 03-5424-1121	新規募集は、2014年度小学校入学児童をもって終了		http://www.unesco-scholarship.jp/	無
iii) 高等学校～大学等までの期間、継続的に支援するもの(進学を希望する者を含む)												
3	社会福祉法人中央共同募金会	東日本大震災震災遺児修学資金	・東日本大震災により死亡、又は行方不明の両親、父、母、又は親以外の方に 養育されていた震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学(短期大学を含む) に在学中の者	申込のあった学年から大学第4学年終了まで	【給付】 ・年額28万2千円 ・高校卒業時に高等学校卒業祝い金10万円 ・中学校入学時に入学祝い金各10万円	可	対象者全員	社会福祉法人中央共同募金会 Tel 0120-768-660 又は Tel 03-3581-3846 (基金事業部) (平日 9:30-17:30)	なし		http://www.akaihane.or.jp/	有
4	三菱UFJ信託銀行株式会社	公益信託JCB東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金	東日本大震災で被災し、保護者であるご両親が死亡または行方不明になった震災孤児である小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学または専門学校に相当する学校に在学している児童・生徒・学生	支給開始時から大学、短期大学または専門学校に相当する学校を卒業するまでの間、支給します。	【給付】 (1)通常の奨学金 ①小学校または特別支援学校(小学部)に在学する児童：年額240,000円 ②中学校、高等学校、大学、短期大学または専門学校に相当する学校に在学する生徒：年額480,000円 (2)入学祝い金 小学校、中学校または高等学校に相当する学校に入学した場合：入学時に50,000円 (3)卒業準備金 ① 中学校三年次の生徒：150,000円 ② 高等学校に相当する学校の最終学年の生徒：850,000円 ※この奨学金(入学祝い金含む)は返還の義務はありません。	可	対象者全員	<申請方法> 次の三種類の書類を揃えて、学校経由でご提出ください。 ①申請書(所属する学校からご入手ください。または、次のホームページからダウンロードしてください。: https://www.global.jcb/ja/about-us/responsibility/social-environmental-activities/ouenkikin/) ②住民票等(本人と現在の保護者の方を確認できるもの) ③戸籍謄本(亡くなられたご両親を確認できるもの) ④申請書 ⑤大学、短期大学または専門学校の在学証明書 ※②または③が揃わない場合は、申請書にその旨ご記入ください。後程ご提出をお願いします。大学、短期大学または専門学校の方は④⑤をご提出ください。 <申請書等郵送先・お問い合わせ先> 〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16 三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課「JCB子ども未来応援奨学金」係 電話：0120-622372(受付時間9:00AM～5:00PM ※土日祝日・休)	2025年5月30日(金)まで	・当奨学金は、平成23年12月22日に文部科学大臣許可を得て公益信託によって設立されました。 ・この奨学金は、返還不要です。 ・対象者の募集は来年度以降も行います。	https://www.global.jcb/ja/about-us/responsibility/social-environmental-activities/ouenkikin/	有
5	公益財団法人交通遺児育英会	交通遺児育英会奨学金(東日本大震災被災者子女の交通遺児としての採用)	保護者等が交通事故により死亡又は著しい後遺障害を負い教育費に困っている家庭の、高等学校以上の生徒・学生 ※保護者が車両に乗って出かけ震災の影響で死亡・行方不明となった場合等を含む	在籍する学校の最短修業年限	【貸与・給付併用】 高校生2～4万円(うち一律1万円は給付)、大学生4～6万円(うち一律2万円は給付) ほか	可	対象者全員	在籍する学校又は直接団体へ (交通遺児育英会 奨学課) Tel 0120-52-1286	毎年1月末まで		https://www.kotsuiji.com/	有
6	公益財団法人みちのく未来基金	公益財団法人みちのく未来基金	次の条件のいずれにもあてはまる人です。 (1)東日本大震災において、両親もしくはいずれかの親を亡くした子どもであること。 (2)高等学校もしくは高等専門学校に在学もしくは高等学校卒業程度認定試験に合格し、大学及び短期大学、各種専修学校への進学もしくは編入を希望する者。 (3)高い志を持ち、品行が正しく、かつ、健康である就学に支障のない者。 (4)進学時点で満20歳を超えていないこと。 (5)高等専門学校より大学への編入の希望者は、高等専門学校新卒者に限り応募できる。	進学先の正規の最短就学年限となります。 留年した場合は支給を停止いたします。	【給付】 入学金と授業料の全額を給付いたします(年間上限300万円)。	可	対象者全員	学校を通じて申請書類を本基金に提出してください。ただし、浪人をして大学進学を目指している場合はこの限りではありません。詳しくは基金事務局までお問い合わせください。	毎年5月末日までに本基金必着。 毎年6月中旬頃を目途とする。 ※ただし事情のある場合は事務局までご相談ください。		公益財団法人みちのく未来基金 電話(022)724-7645 FAX(022)724-7646 【E-mail】info@michinoku-mirai.org 【HP】http://michinoku-mirai.org/	有

被災した児童生徒等に対する奨学金等												
・当該情報は、被災によって親を亡くした子どもを含め、被災したことによる経済的な理由から、就学等が困難な子どもに対し、奨学金等の事業を実施する団体を一覧として整理したものです。 ・奨学金等の詳細については、それぞれの窓口に直接お問い合わせください。												
No.	団体名	名称	対象	期間	給付／貸与の内容	他の奨学金等と併給の可否	採用人数	申請窓口	応募締切	特記事項	HP等連絡先	寄附等の募集の有無
【地域指定のあるもの（震災発生時の在学地域等）】												
1	岩手県	いわての学び希望基金・奨学金	東日本大震災津波により親を失った小学生から大学院生等	大学院等卒業まで	【給付（定期金）】 ・小学生：月額3万円 ・中学生：月額4万円 ・高校生：月額5万円 ・大学・専門学校・大学院生等（自宅）：月額6万円 ・大学・専門学校・大学院生等（自宅外）：月額10万円 【給付（一時金）】 ・小学校入学時：6万円 ・小学校卒業時：15万円 ・中学校卒業時：25万円 ・高校卒業時（自宅）：30万円 ・高校卒業時（自宅外）：60万円	可	対象者全員	岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当 Tel.019-629-6103	【定期金】 新規→毎年5月中 継続→毎年4月中 【一時金】 ・小学校入学：毎年5月中 ・小学校卒業：毎年1月中（卒業見込みによる申請） ・中学校卒業：毎年1月中（卒業見込みによる申請） ・高校卒業：毎年4月中		【小学生～大学生等】 https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006260/1006262.html	有
2	宮城県	東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金	次の①～④のいずれにも該当している方。 ①東日本大震災により生計を一にしていた保護者が死亡（震災関連死含む）又は行方不明になっている乳幼児、児童生徒等 ②上記保護者が、震災時に宮城県内に住所を有していた者 ③学校等に在籍し、満27歳となる年度末（3月31日）までの間にある者 ④他の都道府県から、同種の給付型奨学金又は支援金の給付を受けていない者	・未就学期間 ・満27歳となる年度末（3月31日）までで、かつ学校等に在籍している期間	【月額金給付】 ・未就学児 月額1万円 ・小学生 月額3万円 ・中学生 月額4万円 ・高校生等 月額 5万円 ・大学生、大学院生、専門学校生等 月額6万円（自宅外から大学等に通学する者は月額10万円） 【一時金給付】 ・小学校入学時 10万円 ・小学校卒業時 15万円 ・中学校卒業時等 20万円 ・高等学校卒業時等 60万円 ・大学入学時等（高等学校卒業時等の一時金を受給していない場合）36万円	原則可	対象者全員	【未就学児～大学生等】 宮城県教育庁総務課総務班 電話022-211-3613 ※県内の小中学校、高校に在籍している場合は、その学校に申請書を提出してください。	【未就学児～大学生等】 一時金：毎年1月4日～1月末日 月額金： 毎年4月1日～4月末日 ※新規申請は随時受付		【未就学児～大学生等】 宮城県教育庁総務課総務班 電 話： 022-211-3613 FAX： 022-211-3699 E-mail: kyoikgy@pref.miyagi.lg.jp HP: http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/ikueikikin.html	有
3	福島県	福島県東日本大震災子ども支援基金給付金	東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童 ※平成23年3月11日時点で18歳未満の児童が対象	大学院等卒業までの期間	【給付】 月額 未就学児 3万円（孤児）、2万円（遺児） 小・中学生 4万円（孤児）、3万円（遺児） 高等学校等に在学する学生 5万円（孤児）、4万円（遺児） 大学・大学院・専門学校等に在学する学生 6万円（孤児）、5万円（遺児） 【一時金】 小学校入学時 3万円 小学校卒業時 5万円 中学校卒業時 10万円 高等学校卒業時 30万円	可	対象者全員	福島県こども未来局こども・青少年政策課 電話 024-521-7198	〔一時金〕 毎年3月1日～4月末まで 〔月額金〕 新規→随時 継続→毎年4月1日～4月末まで		福島県こども未来局こども・青少年政策課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 電話 024-521-7198 FAX 024-521-7747 E-mail kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/	有
4	公益財団法人子ども未来支援財団	高校生対象給付型奨学金「まなべる基金」	(1)平成17年4月以降に生まれ、令和7年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒 (2)被災3県の生徒で、震災時3県に居住 (3)被災をしていることが証明できる (4)所得合計が、既定の基準を下回る (5)他の給付型奨学金との重複受給がないこと ※詳細に関してはHPを参照のこと	3年制高校等： 最長3年間 4年制高校等： 最長4年間 その他学校：高等学校卒業程度認定試験合格まで（最長3年間） ※「その他学校」に関してはHPを参照のこと	【給付】 3年制高校等： 年間270,000円 4年制高校等： 年間202,500円 その他学校： 年間270,000円	給付型奨学金との併用不可（但し、貸与型でも実質給与型の奨学金である場合は重複受給は不可）	100名程度	〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館4階 特定非営利活動法人ジービーパートナーズ 東日本大震災復興支援財団『まなべる基金（第14期）』応募書類 受付担当 行	※第14期募集は既に締め切りました。	※来期募集が決定した場合は、募集開始告知は8月下旬頃を予定	https://minnade-ganbaro.jp/katsudou/project/manaberukikin/	有

※ 上記以外にも、全都道府県で高校生に対する奨学金事業を行っています。その中で、被災し修学困難となった高校生を緊急採用する等、被災者への重点的な貸付を行っている自治体もあります。各都道府県による奨学金事業についての詳細は、高校奨学金担当までお問い合わせください。